

一般社団法人日本理科教育学会九州支部大会発表論文表彰規程

2010年5月22日制定

2015年5月23日改正

第1条(目的)

理科教育研究の将来を担う人材を育成するため、大学等で学ぶ会員による優れた研究を顕彰する。

第2条(対象者)

九州支部大会の研究発表申込時点において、日本理科教育学会九州支部の学生会員、または3ヶ月以内に始まる次の年度から九州支部に所属する学生会員として入会申込済の者であり、日本理科教育学会九州支部大会発表論文集に優れた論文を発表した者を表彰対象とする。なお、論文の筆頭著者で口頭発表者であることを原則とする。

第3条(名称)

賞の名称を、「一般社団法人日本理科教育学会九州支部大会発表論文賞」とする。

第4条(選考)

日本理科教育学会九州支部長を委員長に、支部大会実行委員長を副委員長とし、九州支部の評議員全員を委員とする選考委員会で審議を行い、表彰対象者を決定する。

第5条(推薦)

九州支部の評議員は、九州支部大会発表論文集に掲載されるすべての論文の中から、顕彰に相応しい者を推薦する。

2 一人の評議員が推薦することのできる人数は2名以内とする。

第6条(表彰者数)

表彰対象者は、若干名とする。

付 則 この規程は2010年度から施行する。

付 則 この規程は2015年7月1日から施行する。

【申し合わせ】

1. 支部大会実行委員会事務局は、支部大会発表論文集の原稿が集まったら、その中から学生・院生等が第一発表者である論文を、すみやかに九州支部の評議員全員に配付する。
2. 評議員は、顕彰に値する発表論文がある場合は、大会の 5 日前までに九州支部長に連絡する。
3. 選考委員長は、選考副委員長と協力して、大会前日までに九州支部の全評議員に推薦された候補者を知らせ、誰を表彰対象者とするか事前協議を行う。
4. 表彰対象者の決定は、支部大会当日の評議員会の場で行う。
5. 表彰は、支部大会当日の支部総会の直後に行う。
6. 原則として、表彰状のみを授与する。

以上